大口無担保保証制度 ロングラン

Ⓒ光プロダクション

金融機関が推薦する一定の財務要件を満たす中小企業者へ大口無担保の信用保証を提供することにより、中小企業金融の円滑化及び事業の発展に資することを目的に創設しました。

対象者

- 当協会の保証対象要件に該当する中小企業者（法人）であること。
- 引き続き２年以上事業を営み、決算書を２期（１期12か月）提出できること。
- 公租公課について完納していること。
- 下表の基準１、基準２あるいは基準３においてそれぞれ（1）（2）のうち１項目及び（3）（4）のうち１項目該当すること。
- 実態バランスシートにおいて債務超過でないもの。

項目	基準１	基準２	基準３
純資産	5,000万円以上 ３億円未満	３億円以上 ５億円未満	５億円以上
（1）自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
（2）純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
（3）使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
（4）インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

保証限度額
２億円（申込金額は30百万円以上、百万円単位とする。）
ただし、一般無担保保証80百万円と一般普通保証200百万円の合計280百万円以内

資金使途
事業資金（実需資金に限る。不動産取得資金は除く。）

保証期間
10年以内

貸付形式
証書貸付または手形貸付

返済方法
均等分割返済または期日一括返済

貸付利率
金融機関所定利率

担保
不　要

保証料率を
一般保証より**20%**
引き下げ！

連帯保証人
原則として、法人の代表者以外は徴求しない

信用保証料率

（単位：%）

カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36

※会計処理に関する割引0.1%は利用可能です。
会計処理に関する割引制度は、①「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引及び②「会計参与設置会社」に対する割引があり、①については、平成29年6月30日の保証申込受付分をもって取扱を終了します。

取扱金融機関
基本約定書締結金融機関

添付書類

- 大口無担保保証資格要件確認票兼支店長推薦書
- 納税証明書その３の３

その他
貸付実行後、金融機関において業況把握を行った上で、保証先企業から決算期ごとに決算書を提出していただきます。

取扱期間
平成29年３月１日（水）から平成30年３月30日（金）（保証申込受付分まで）

詳細は、当協会へお問い合わせください。

支える味方、保証の力
滋賀県信用保証協会
〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階

●お問い合わせ
保証部保証第１課・第２課
TEL（077）511-1321／1322
FAX（077）524－7030　http://www.cgc-shiga.or.jp